○越前町合併処理浄化槽設置事業補助金交付要綱

平成１７年２月１日

告示第４０号

改正　平成２０年９月３０日告示第２４号

平成２２年４月１日告示第２３号

平成２４年１２月１４日告示第２５号

平成２７年３月２３日告示第２０号

平成３０年３月２６日告示第４号

平成３１年４月２６日告示第１６号

令和２年４月２０日告示第２３号

（趣旨）

第１条　この告示は、生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、越前町が交付する合併処理浄化槽設置整備事業の補助金の補助対象、補助金額その他必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　浄化槽　浄化槽法（昭和５８年法律第４３号。以下「法」という。）第２条第１号に規定する浄化槽をいう。

（２）　合併処理浄化槽　し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率９０パーセント以上、放流水のBOD２０ミリグラム毎リットル（日間平均値）以下の機能を有するものをいう。

（３）　排水設備　下水道法（昭和３３年法律第７９号）第１０条第１項に規定する排水設備（屋内の排水管、これに固着する洗面器及び水洗便所のタンク並びに便器を含み浄化槽を除く。）をいう。

２　補助対象合併処理浄化槽は、次の各号の全てに該当しなければならない。

（１）　前項第２号に規定する機能を有すること。

（２）　平成４年１０月３０日付け衛浄第３４号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知に定める「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」に適合すること。

（３）　平成５年６月１４日付け衛浄第２４号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知に定める「小型合併処理浄化槽機能保証制度の活用について」に規定する機能保証制度に基づき、保証登録されていること。

（４）　平成元年１１月１３日付け衛浄第５８号厚生省生活衛生局水道環境部長通知に定める「浄化槽設備士を対象とする特別講習制度について」に規定する講習を終了した浄化槽設備士又は昭和６３年度以降に浄化槽設備士免状の交付を受けた浄化槽設備士が実地に工事の監督を行うこと。

（５）　町長が別に定める施工基準に基づく排水設備工事によること。

（補助対象区域）

第３条　合併処理浄化槽設置整備事業の補助対象区域は、毎年４月１日現在における公共下水道の事業計画区域及び農業集落等排水事業等の事業認可区域以外とする。ただし、特に町長が認めた区域は、町単独事業の補助対象区域とする。

　（補助金対象事業）

第４条　補助金の対象となる合併処理浄化槽の設置は次の各号のいずれかに該当した場合とする。

（１）　汚水処理未普及解消につながる合併処理浄化槽の設置

（２）　災害に伴ったもので、家屋の建て替え又は新築に伴う合併処理浄化槽の設置あるいは故障した合併処理浄化槽の更新又は改築

（３）　その他町長が特に必要とする設置

（補助金の交付対象者）

第５条　町長は、第３条に定める区域内において、前条に規定する補助対象合併処理浄化槽を設置しようとする者に対して、補助金を交付する。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

（１）　法第５条第１項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第６条第１項に基づく確認を受けずに、補助対象合併処理浄化槽を設置する者

（２）　住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾の得られない者

（３）　販売又は賃貸の目的で合併処理浄化槽付き住宅を建築又は改築する者

（４）　町税等を滞納している者

（補助対象経費）

第６条　補助対象経費は、補助対象合併処理浄化槽本体設置工事に要する経費とする。

（補助金額）

第７条　補助金の額は、補助対象経費から別表第１の額を控除した額とし、その限度額は別表第２のとおりとする。ただし、町長が地形の状況等によりやむを得ないと認める場合はその限りではない。

（補助金交付申請）

第８条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ補助金交付申請書（様式第１号）に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

（１）　審査期間を経過した浄化槽設置届の写し又は建築確認通知書の写し

（２）　設置場所の案内図

（３）　住宅等を借りている者は、賃貸人の承諾書

（４）　申請者の居住する地域に公共下水道の集合処理排水管が布設された場合、速やかに加入する旨の誓約書

（５）　全国合併処理浄化槽普及促進市町村協議会の合併処理浄化槽登録制度に基づく「登録証の写し」及び「登録浄化槽管理表（C票）」等

（６）　社団法人全国浄化槽団体連合会の小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づく「保証登録証（市町村用）」

（７）　財団法人浄化槽設備士センターの小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会の修了証書の写し又は昭和６３年度以降に浄化槽設備士免状の交付を受けた者はその写し等を添付した「工事請負契約書の写し」

（８）　排水設備工事図面等

（９）　補助対象であることを証する書類

（１０）　その他、町長が必要と認める書類

（交付の決定及び通知書類）

第９条　町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の交付の可否を決定することとする。

２　町長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては、補助金交付決定通知書（様式第２号）により、交付しないと決定した者に対しては、補助金不交付通知書（様式第３号）によりそれぞれ通知する。

（変更承認申請書等）

第１０条　前条第２項の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、補助金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、変更承認申請書（様式第４号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　補助対象者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は速やかに町長に報告してその指示を受けなければならない。

（実績報告）

第１１条　補助対象者は、補助金に係る事業完了後１箇月以内又は３月３１日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第５号）に次の各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

（１）　浄化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し（補助対象者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）

（２）　現場施工写真

（３）　排水設備工事図面

（４）　浄化槽設置工事チェックリスト

（５）　補助対象事業分にかかる領収書の写し

（６）　法第７条に規定する検査依頼書の写し

（７）　その他町長が必要と認める書類

（交付額の確定）

第１２条　町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し補助金交付額確定通知書（様式第６号）により速やかに補助対象者に通知する。

（補助金の請求）

第１３条　補助対象者は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、補助金交付請求書（様式第７号）を町長に提出しなければならない。

（補助金交付の取消し）

第１４条　町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　不正の手段により補助金を受けたとき。

（２）　補助金を他の用途に使用したとき。

（３）　補助金交付の条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第１５条　町長は、補助金の交付を取り消した場合、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

（その他）

第１６条　町長は、補助事業を適正に執行するため、補助対象合併処理浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認する。

第１７条　町長は、合併処理浄化槽の設置後においても維持管理の状況調査、検査立入り、及び適正な維持管理について指導することができる。

第１８条　この告示に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、越前町補助金等交付規則（平成１７年越前町規則第３１号）の定めるところによる。

附　則

この告示は、平成１７年２月１日から施行する。

附　則（平成２０年９月３０日告示第２４号）

（施行期日）

１　この告示は、平成２０年１０月１日から施行する。

（経過措置）

２　旧朝日町区域内の頭谷区における補助金額は、第６条の規定にかかわらず第５条に規定する経費から２８万円を控除した額とする。ただし、この場合平成２１年度までに設置されるものを対象とする。

附　則（平成２２年４月１日告示第２３号）

（施行期日）

１　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　旧朝日町区域内の天谷区・真木区・杖立区・小川区における補助対象経費は、第５条の規定にかかわらず、浄化槽本体設置工事及び浄化槽本体から最も近い町が指定する排水口までの排水管敷設工事に要する経費とする。ただし、この場合は平成２４年度までに設置されるものを対象とする。

３　前項の地域における補助金額は、第６条の規定にかかわらず、前項に要する経費から２８万円を控除した額とする。ただし、この場合は平成２４年度までに設置されるものを対象とする。

附　則（平成２４年１２月１４日告示第２５号）

（施行期日）

１　この告示は、平成２５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　旧朝日町区域内の天谷区・真木区・杖立区・小川区における補助対象経費は、第５条の規定にかかわらず、浄化槽本体設置工事及び浄化槽本体から最も近い町が指定する排水口までの排水管敷設工事に要する経費とする。ただし、この場合は平成２５年度までに設置されるものを対象とする。

３　前項の地域における補助金額は、第６条の規定にかかわらず、前項に要する経費から２８万円を控除した額とする。ただし、この場合は平成２５年度までに設置されるものを対象とする。

附　則（平成２７年３月２３日告示第２０号）

この告示は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成３０年３月２６日告示第４号）

この告示は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則（平成３１年４月２６日告示第１６号）

この告示は、令和元年５月１日から施行する。

附　則（令和２年４月２０日告示第２３号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表第１（第６条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 金額（円） |
| 一般家庭 | ３５０，０００ |
| 事業所 | ２０人槽未満 | ３５０，０００ |
| ２０人槽以上 | ５００，０００ |

別表第２（第６条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 人槽区分 | 補助限度額（円） |
| 住宅 | その他 |
| ５人槽 | ７０４，０００円 | ７０４，０００円 |
| ６～７人槽 | ８８２，０００円 | ７９３，０００円 |
| ８～１０人槽 | １，１７６，０００円 | ９４０，０００円 |
| １１～２０人槽 |  | １，３５４，０００円 |
| ２１～３０人槽 |  | １，８９７，０００円 |
| ３１～５０人槽 |  | ２，４８１，０００円 |
| ５１人槽以上 |  |  ２，７８１，０００円 |